

離婚届について

離婚の成立については、民法の規定（協議離婚）または家事審判法の規定（裁判離婚）の2通りあります。なお、協議離婚については双方の意思により届出するため期間は定められておりませんが、裁判離婚については審判または調停によって成立するため、一定の届出期間が設定されております。

◎協議離婚の場合

○届出人

夫および妻

○届出地

本籍地または所在地

○届出に必要なもの

①離婚届（1通のみ提出となります）

※証人欄に成人2名の署名があるものに限ります。

②印鑑（夫および妻の両方の印鑑であり、同じ氏のもの。署名があれば押印は任意）

③本人確認書類（運転免許証等）

④現在の本籍地以外に離婚届を提出する場合は戸籍謄本（全部事項証明書）

⑤夫婦に未成年の子がいる場合、離婚後の親権者を設定する。（届書用紙に記載する）

○戸籍の筆頭者でない者が戻るべき氏

婚姻によって氏を改めた者（旧姓がある者）については、離婚によって婚姻前の氏に復することになります。一般的には両親の戸籍に戻り、旧姓に戻ることになりますが、既に戸籍の筆頭者であった場合はその戸籍に戻ることになります。但し、戻るべき戸籍が既に除かれていた場合は、新しい戸籍を作ることになりますが、新たに本籍地を設定（1つ前と同じ本籍地でなくともかまいません）することも出来ます。

また、戻るべき戸籍があっても本人が希望すれば新戸籍を作ることが出来ます。

※いずれの場合においても、必ず旧姓に戻ることには変わりありません。

◎裁判離婚の場合（調停離婚も含む）

離婚の訴えを提起しようとする者は、まず家庭裁判所に離婚の調停の申立てをしなければなりません。したがって、当事者間で調停により合意した場合は裁判離婚ではなく調停離婚となります。

○届出人

調停による離婚及び審判による離婚の場合は調停の申立人

判決による離婚の場合は、訴えを提起した者

○届出地

当事者の本籍地または届出人の所在地

○届出期間

裁判離婚は判決若しくは審判確定の日または調停成立の日から10日以内

○届出に必要なもの

調停調書または審判若しくは判決の謄本、審判または判決の場合は確定証明書も添付
離婚届（1通のみ提出となります）

※調停または裁判離婚については、証人は必要ありません。

②届出人の印鑑（署名があれば押印は任意）

- ③現在の本籍地以外に離婚届を提出する場合は戸籍謄本（全部事項証明書）
- ④夫婦に未成年の子がいる場合、離婚後の親権者を設定する。（届書用紙に記載する）
親権者の定めのない裁判離婚の場合は、後日当事者で協議したうえで親権者指定届を提出する。

○戸籍の筆頭者でない者が戻るべき氏

協議離婚と同じとなります。

◎婚姻の際に称していた氏を称する届出（戸籍法77条の2の届出）

婚姻前の氏の呼称を離婚の際に称していた氏と同じ呼称に変更する目的をもつてする届出

①届出の方法

- ・離婚により復氏した者がいったん婚姻前の戸籍に復籍する。または新戸籍を編製した後に届出
- ・離婚の届出と同時に届出

②届出が出来ない場合

- ・転婚者が離婚後いったん婚方の氏に復した後、復氏届によって実方の氏に復したとき
- ・婚姻の際に称していた氏と婚姻前の氏が同一呼称のとき
- 婚姻前の氏が「佐藤」であり、婚姻の際に称した氏が「佐藤」である場合は、戻るべき氏も「佐藤」である。民法上での氏は異なるものであるが、呼称上の氏は同一であるため、届出することは出来ない。

③届出人

離婚によって婚姻前の氏に復した者

※離婚配偶者との協議、承諾及び証人は不要

④届出期間

離婚の日から3ヵ月以内

⑤注意事項

- (1)上記の届出をした者が、その後、婚姻前の氏に変更する手続は出来ません。
どうしても戻りたい場合は家庭裁判所に氏の変更許可の申立を行って下さい。
但し、その場合は必ずしも家庭裁判所において認められるとは限りません。
- (2)上記の届出をした者が、その後、婚姻中に出生した子を同じ戸籍に入籍させようとする場合は、入籍届だけで入籍することは出来ません。家庭裁判所に「子の氏の変更許可」申請を行い、審判を受けた後に許可審判書を持って入籍届を提出して下さい。
※離婚した者は必ず旧姓に戻り、上記の届出は呼称上（呼び名）を変更しただけとなりますので、子の現在の氏と異なることから、家庭裁判所の審判を受ける必要があります。

○注意事項

- ①父母の氏名について、婚姻関係が継続中の場合は、母の氏を記載しないで下さい。また、婚姻関係が解消している場合は、現在の氏名をそれぞれ記入して下さい。
- ②離婚の際に定めた親権を行う子について、変更する場合は家庭裁判所の審判が必要となります。
- ③届出期間がある場合、期間を経過しても届出することが出来ますが、簡易裁判所より料金に処されることがあります。